

証券コード 6187

平成28年6月14日

株主各位

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号  
株式会社LITALICO  
代表取締役社長 長谷川 敦弥

## 第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご出席くださいますよう、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日(火曜日)午後6時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日(水曜日) 午前10時  
2. 場 所 東京都目黒区八雲一丁目1番1号  
めぐろパーシモンホール 「小ホール」  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第11期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件

### 決議事項

議案 取締役5名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人とする場合に限られます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要になります。

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- (お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://litalico.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、企業業績の改善や個人消費の持ち直しの動きが見られ、株価も堅調に推移するなど景気回復の足どりは確かなものになりつつあります。しかし、消費税率引き上げの影響や新興国を始めとした海外景気の下振れ懸念のリスクは潜在しており、依然として景気の先行きに予断を許さない状況が続いています。

当社を取り巻く事業環境においては、市況改善による税収の自然回復が見込みにくい状況下での社会保障財政の健全化を目指し「社会保障と税の一体改革」が推進され、消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法が成立しました。この改革によって消費税の使途が基礎年金、老人医療、介護という高齢者3経費から、社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）に拡大されるなど、高齢者中心の社会保障から、現役世代、特に少子化対策を重視した社会保障への方針転換が鮮明になっております。

出生率回復を目指す我が国政府は少子化対策の一環として、保育所待機児童の解消や、小児医療体制の充実等と併せ、発達障害児支援を重点項目に取り上げております。

このような外部環境の変化を考慮し、当社は当事業年度において、長期的な利益の安定成長を実現するため、障害者（主に成人）の就労を支援する就労移行支援事業、特定相談支援事業（2つの事業を総称してWINGLE事業という）の一層の強化や業務効率の改善等とあわせ、発達障害児を対象とした児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業及び学習教室事業（3つの事業を総称してLeaf事業という）への投資を強化しております。具体的には当事業年度の新規センター・教室の開設数は、就労移行支援事業9センター、特定相談支援事業2センター、児童発達支援事業9教室、放課後等デイサービス事業3教室、学習教室事業1教室、その他（Qremo事業）2教室となりました。

このような状況の下、当事業年度の当社業績は堅調に伸長し、売上高は7,264,219千円（前事業年度比31.4%増）、営業利益は562,065千円（前事業年度比69.4%増）、経常利益は533,804千円（前事業年度比74.0%増）となり、当期純利益は298,855千円（前事業年度比56.2%増）となりました。

セグメントごとの業績は以下のとおりです。

(イ) WINGLE事業

既存センター及び新規開設センターが順調に推移したことにより、当事業年度の売上高は4,061,423千円（前事業年度比22.2%増）となりました。

(ロ) Leaf事業

既存教室及び新規開設教室が順調に推移したことにより、当事業年度の売上高は3,067,197千円（前事業年度比43.0%増）となりました。

(ハ) その他

既存教室及び新規開設教室が順調に推移したこと及び、インターネット事業の収益化により、当事業年度の売上高は135,598千円（前事業年度比120.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は、WINGLE事業、Leaf事業の新規出店を中心に実施しました。

これらの設備投資総額は382,546千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は平成28年3月14日に東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場し、公募増資及び第三者割当増資による新株の発行により506,644千円の資金調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (平成25年3月期)	第 9 期 (平成26年3月期)	第 10 期 (平成27年3月期)	第 11 期 (当事業年度) (平成28年3月期)
売 上 高 (千円)	2,926,174	4,211,805	5,528,727	7,264,219
営 業 利 益 (千円)	48,147	198,680	331,787	562,065
経 常 利 益 (千円)	37,152	170,775	306,771	533,804
当 期 純 利 益 (千円)	39,313	84,133	191,300	298,855
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	34,455.71	11.66	24.91	38.82
総 資 産 (千円)	1,595,467	2,241,278	2,594,897	3,613,414
純 資 産 (千円)	188,410	311,700	502,782	1,308,303
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	156,616.96	40.59	65.47	158.38

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算定しております。

2. 当社は、平成27年12月31日付で株式1株につき6,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 対処すべき課題

障害福祉サービス分野における当社の今後の経営環境は、WINGLE事業については平成25年4月1日の障害者法定雇用率の改定（1.8%から2.0%へ）や、平成30年度に予定されている精神障害者の雇用義務化を見据えた企業による障害者雇用の活発化に伴い、旺盛な需要が見込まれます。また、Leaf事業についても、通常学級に6.5%程度存在する（文部科学省調査）とされる発達障害児に対して児童発達支援の事業所数が不足していることから、自己負担分の助成を独自に行う自治体（杉並区、墨田区、横浜市等）も増加しており、こちらも旺盛な需要が見込まれます。

そこで、当社は主に以下の事項を課題として認識しております。

### ① 人材採用と育成

当社事業は、そのすべてが顧客に対する直接的な支援や教育であり、そのサービスの質を左右する最大の要素は人材の質であるとの認識から、人材の「採用と教育」に大きな経営資源を割いております。

採用活動においては、豊富な知見や専門性を持つ中途の人材だけではなく、年齢層が若く潜在能力の高い人材であれば新卒・中途を問わず採用し、社内にて教育する方針です。特にLeaf事業に従事するスタッフは、同業種での経験が長い者の採用だけでは当社出店計画に伴う必要人員に対して不足を生じるため、新卒学生や異業種からも適性のある人材を採用し、計画的な社内研修を実施することでその育成を図ってまいります。そのために、実務経験と学識の両面で多くの知見を有し、スタッフの育成を担う講師陣を社内外から招聘して、WINGLE事業、Leaf事業ともに研修を行ってまいります。

このように、経験者に固執せず人材を社内にて育成する方針によって、センター・教室の展開速度に見合い、質も担保された人材供給が可能となっておりますが、引き続き人材育成環境の整備に努めてまいります。

② 収益源の多角化

当事業年度の全社売上高に占めるWINGLE事業の割合は55.9%となります。障害者雇用制度及び障害者法定雇用率は今後も継続して維持・上昇が見込まれるものの、障害者総合支援法に規定されるWINGLE事業の売上構成比率が当社の売上の多くを占めることは、経営の健全性の観点からも課題であると認識しております。別種の法令である児童福祉法に規定され顧客属性も異なる児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を拡大すること及び民間事業である学習教室やインターネット事業を始めとする新規事業類を拡大することで、収益力を維持しながらWINGLE事業の売上構成比を段階的に抑える計画であります。

③ 知名度の向上、広告宣伝の強化

当社は障害者の就労問題の解決を目的に設立された経緯と発達障害児童を主たる対象とした事業を行っていることにより、障害者向けサービスとの認知が強いものと認識しております。当社のビジョンである「障害のない社会をつくる」ために、障害児と健常児を区別しない教育サービスの拡充や健常児を主たる対象とする新たな業態を継続的に発展させていく必要があります。そのためのブランディングやスムーズな集客のため、また優秀な人材の採用のために、知名度の向上と広告宣伝の強化が課題であると認識しております。

#### ④ 事業基盤の強化

##### (イ) 提供サービスの平準化と質の向上

WINGLE事業、Leaf事業ともに都道府県を越えた多店舗展開をしており、どのセンター・教室でも同一水準のサービスを提供するための平準化が必要になります。そのために、研修部門はセンター・教室間の連携推進と知識・経験共有の機能をより一層強化し、すべてのセンター・教室に浸透させる必要があると考えております。

##### (ロ) 利用待機者の解消

すべての事業を合わせて118ヶ所のセンター・教室（平成28年3月31日現在）を運営しておりますが、各地で待機者が発生するなど社会的要請に応えきれはおりません。このような社会のニーズを解消するためにも、事業計画に沿って新規出店してまいります。

##### (ハ) 地域・関係機関との連携強化

すべての事業ともに顧客や家族への個別最適なサービスを提供することに加えて、学校、企業及び地域社会といった外部環境への働きかけも重視しております。そのために、当社の事業内容が地域、教育機関、行政及び病院等の関係機関や民間企業・団体に正確に理解され、これらの者と協同して社会的な課題の解決に当たることが、重要な課題となっております。

##### (ニ) 事業間の連携強化

小学校入学前児童を対象にした児童発達支援事業、小学生以降の児童・生徒も対象にした放課後等デイサービス事業、学習教室事業、主に成人を対象にしたWINGLE事業というライフステージに沿ったワンストップサービス群が当社の強みであります。各事業部で蓄積した知見の共有や、指導計画・支援計画の共有化等で、顧客の利便性を高めるなど、更なるシナジー効果を発揮するための連携強化も重要な課題であると認識しております。

(4) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

セグメント区分	主な顧客	事業	概要
WIN GLE 事業	精神障害を中心とした障害者の方々	就労移行支援事業	就職するための訓練・就職活動支援の実施、就職後の定着支援
		特定相談支援事業	障害福祉サービスを利用するための利用計画の作成、利用計画に基づくモニタリングの実施
Leaf 事業	発達障害の子どもを中心とした未就学児・小学生・中高生	児童発達支援事業	行政（市区町村）によって障害福祉サービス受給者証を発行された未就学児を対象に、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施
		放課後等デイサービス事業	行政（市区町村）によって障害福祉サービス受給者証を発行された学齢期の児童を対象に、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施
		学習教室事業	障害福祉サービス受給者証を発行されていない未就学児・小学生・中高生を対象に、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施

セグメント区分	主な顧客	事業	概要
その他	未就学児(主に年長)・小学生・中高生全般	Qremo事業	プログラミング、ロボット、3Dプリンターを活用したデジタルファブリケーション等、最先端のデジタルものづくりを通じた教育の提供
	発達障害の子どものご両親 子育て中のご両親 うつ病患者やうつ病を予防したい方	インターネット事業	LITALICO発達ナビ 発達障害のある子どもや発達が気になる子どもを持つご家族を対象とするポータルサイト、ユーザー同士が質問し合えるSNS機能や、地域の施設情報の口コミ掲載、療育事例の提供、その他発達障害のある子どもの子育てに関する情報の提供 Conobie ・親がライターとなり、子育てにおける体験談や日々の生活に役立つ情報をコラム記事として配信 ・産婦人科医や助産師といった専門家によるコラムや、編集部による企画取材記事の提供 U2plus うつ症状の予防・回復・再発防止をサポートするWebサービス

(5) **主要な営業所** (平成28年3月31日現在)

本 社	東京都目黒区
W I N G L E 事業	北海道、宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、宮崎県、沖縄県に全55営業所
L e a f 事業	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府に全59営業所
そ の 他	東京都、神奈川県に全4営業所 (Qremo事業)



(6) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,017 (253)名	184名増	31.4歳	2.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数(アルバイトを含む)は、( )内に年間平均人員数(小数点以下を四捨五入)を外数で記載しております。
2. 従業員数が前事業年度末と比較して増加したのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用の増加によるものであります。
3. セグメント別の使用人の状況は以下の通りであります。

セグメントの名称	従業員数(名)
WINGLE事業	456 (20)
Leaf事業	426 (178)
報告セグメント計	882 (198)
その他	39 (44)
全社(共通)	96 (12)
合計	1,017 (253)

(7) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	369,000千円
株式会社りそな銀行	194,989千円
株式会社みずほ銀行	185,799千円
株式会社横浜銀行	139,880千円
株式会社三井住友銀行	125,846千円

## 2. 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 30,720,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 8,260,700株  |
| (3) 株主数      | 1,265名      |
| (4) 大株主      |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
長 谷 川 敦 弥	2,784,000株	33.70%
佐 藤 崇 弘	1,584,000株	19.18%
穂 田 誉 輝	852,000株	10.31%
LITALICO従業員持株会	613,500株	7.43%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	472,400株	5.72%
中 俣 博 之	138,000株	1.67%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL （常任代理人 ゴールドマン・サッ クス証券株式会社）	137,787株	1.67%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	113,000株	1.37%
野村信託銀行株式会社（投信口）	84,700株	1.03%
資産管理サービス信託銀行株式会社 （証券投資信託口）	73,600株	0.89%

- (注) 1. 自己株式は所有しておりません。
- 平成27年12月14日開催の取締役会決議により、平成27年12月31日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は、30,714,880株増加しております。
  - 平成27年12月14日開催の取締役会決議により、平成27年12月31日付で普通株式1株につき6,000株の株式分割を行っております。これにより発行済株式の総数は7,678,720株増加しております。
  - 平成28年3月13日を払込期日とする公募増資及び平成28年3月29日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式の総数は550,700株増加しております。
  - 新株予約権行使により、発行済株式の総数は30,000株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況（平成28年3月31日現在）

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		平成24年3月29日	平成25年3月29日
新株予約権の数		57個	15個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注1）		普通株式 342,000株 （新株予約権1個につき6,000株）	普通株式 90,000株 （新株予約権1個につき6,000株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注1）		新株予約権1個当たり 96,000円 （1株当たり16円）	新株予約権1個当たり 246,000円 （1株当たり41円）
新株予約権の行使期間		平成26年4月1日から 平成30年3月31日まで	平成27年4月1日から 平成31年3月31日まで
主な行使条件		（注2）	（注2）
役員 の 保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数 25個 目的となる株式数 150,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

	第6回新株予約権	第7回新株予約権（注3）	
発行決議日	平成27年3月27日	平成27年9月30日	
新株予約権の数	14個	22個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注1）	普通株式 84,000株 （新株予約権1個につき6,000株）	普通株式 132,000株 （新株予約権1個につき6,000株）	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注1）	新株予約権1個当たり 3,000,000円 （1株当たり500円）	新株予約権1個当たり 3,498,000円 （1株当たり583円）	
新株予約権の行使期間	平成29年4月1日から 平成35年3月31日まで	平成29年10月1日から 平成36年9月30日まで	
主な行使条件	（注2）	（注2）	
役員 の 保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数 7個 目的となる株式数 42,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 22個 目的となる株式数 132,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

（注）1. 平成27年12月31日付で普通株式1株につき6,000株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

（イ）新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。

（ロ）新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

（ハ）新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

3. 第7回新株予約権は、取締役就任前に当社従業員として付与された新株予約権であります。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川 敦 弥	
取 締 役	土 田 扶 門	管理本部長
取 締 役	中 俣 博 之	インターネット事業部長
取 締 役	坂 本 祥 二	経営企画本部長
取 締 役	三 木 雄 信	ジャパン・フラッグシップ・プロジェクト株式会社 代表取締役社長 トライオン株式会社 代表取締役社長 ソフトバンク・テクノロジー株式会社 社外取締役 株式会社アドウェイズ 社外取締役 サイジニア株式会社 監査役 株式会社マイネット 社外取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役	宗 司 ゆかり	
監 査 役	佐 藤 彰 一	PAC法律事務所 所長
監 査 役	樋 口 哲 朗	樋口公認会計士事務所 所長 新日鉄住金ソリューションズ株式会社 社外監査役 株式会社構造計画研究所 社外監査役

- (注) 1. 取締役三木雄信氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役佐藤彰一氏及び樋口哲朗氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役樋口哲朗氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役三木雄信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の地位、担当等の異動は次のとおりであります。
- (イ) 平成27年9月30日開催の臨時株主総会において、坂本祥二氏を平成27年10月1日付で新たに取締役に選任し、就任しました。

(ロ) 事業年度中の役員の地位、担当等の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
中 俣 博 之	取 締 役 長 経 営 戦 略 本 部 長	取 締 役 長 イ ン タ ー ネ ッ ト 事 業 部 長	平成27年7月1日
長 谷 川 敦 弥	代 表 取 締 役 社 長 事 業 本 部 長	代 表 取 締 役 社 長	平成28年1月1日
坂 本 祥 二	取 締 役 長 経 営 企 画 部 長	取 締 役 長 経 営 企 画 本 部 長	平成28年1月1日

(ハ) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な 兼職の状況
種 田 誉 輝	平成27年12月14日	任期満了	取 締 役 社 長 ク ッ ク パ ッ ド 株 式 会 社 代 表 執 行 役 兼 取 締 役 株 式 会 社 民 間 の ウ ェ ッ シ ュ 取 締 役 会 長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	6名	62,100千円
監 査 役	3名	12,540千円
合 計 (うち社外役員)	9名 (4名)	74,640千円 (10,800千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成26年3月31日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内（使用人分給与は含まない）と決議されております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成25年6月27日開催の定時株主総会において年額20百万円以内と決議されております。
4. 取締役及び監査役の報酬については、社内規程において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議に基づいて代表取締役社長が決定し、監査役については、監査役会にて決めております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
取締役	三木雄信	ジャパン・フラッグシップ・プロジェクト株式会社 代表取締役社長 トライオン株式会社 代表取締役社長 ソフトバンク・テクノロジー株式会社 社外取締役 株式会社アドウェイズ 社外取締役 サイジニア株式会社 監査役 株式会社マイネット 社外取締役（監査等委員）	特別な関係はありません。
監査役	佐藤彰一	PAC法律事務所 所長	特別な関係はありません。
監査役	樋口哲朗	樋口公認会計士事務所 所長 新日鉄住金ソリューションズ株式会社 社外監査役 株式会社構造計画研究所 社外監査役	特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 状 況
取締役 三木雄信	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席しました。主に、企業経営、経営戦略に関する豊富な知識・経験から助言や提言を行っています。
取締役 穂田誉輝	当事業年度において、平成27年12月14日の退任までに開催された取締役会9回のうち8回に出席しました。主に上場企業の代表執行役としての豊富な知識・経験から助言や提言を行っています。
監査役 佐藤彰一	当事業年度に開催された取締役会15回のうち11回、監査役会13回のうち11回に出席しました。主に、障害福祉分野で豊富な経験を有する弁護士としての専門的見地から法令遵守や提供サービスの質について助言や提言を行っています。
監査役 樋口哲朗	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、監査役会13回のすべてに出席しました。公認会計士としての豊富な知識及び経験に基づく幅広い見地から適宜必要な発言を行い、また経営の意思決定の適法性・妥当性を確認するための助言や提言を行っています。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会に当該議案を株主総会の目的とすることを請求します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会にて報告します。



## (5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

- ① 処分対象  
新日本有限責任監査法人
- ② 処分内容  
契約の新規締結に関する業務の停止 3月  
(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)
- ③ 処分理由  
(イ) 他社の財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。  
(ロ) 同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、平成27年8月の取締役会で決議しております。その概要は以下のとおりです。

当社は、経営理念を実践する過程において、健全性を維持しながら企業価値を継続的に増大させることを主眼に、コンプライアンスの遵守及び、公正で透明性の高い経営を確保していくことがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っている。なお、以下に掲げる事項は、当社において既に構築され、実施されている体制について確認するものであるが、今後も不断の見直しにより、その時々々の要請に合致した体制を構築し、実施していくものである。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
(イ) 会社の機関として、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を置いている。取締役会が、取締役の職務の執行を監督し、また、監査役が独立の機関として、取締役の職務の執行を監査する体制をとっている。  
(ロ) 代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、当社の組織、機能、遵法性に関する内部監査を実施している。内部統制状況は正確

かつ客観的に把握、評価され、監査報告として代表取締役社長に報告されている。

- (ハ) 経営理念として理念・ビジョンを整備し、全社総会や各部門の会議の場等を用いて全社への浸透を図っている。

【理念】 「世界を変え、社員を幸せに」

「世界を変える」

すべての人の可能性が最大に広がる社会の仕組みを築くとともに

世界が誇れる文化を創出する

「社員を幸せにする」

社員を幸せにすることが関わる人の幸せにつながる

人間性を重視し、自主性を尊重した自由闊達な風土を築く

【ビジョン】 「障害のない社会をつくる」

- (ニ) 就業規則にて規則遵守について規定するとともに、公益通報者保護規程を整備し、使用人の不正など原則を逸脱した行為の発見・是正に関する諸事項、通報処理体制、当事者の責務について規定している。

- (ホ) 市民社会や秩序の安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わらずに断固として排除する旨を反社会的勢力排除に向けた基本方針及び反社会的勢力対策規程において規定し、代表取締役社長以下、組織全体として対応し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を継続的に推進している。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (イ) 株主総会議事録、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び取締役会規程、機密情報管理規程、文書管理規程に基づき、適切に保存・管理を行っている。

- (ロ) 機密情報管理規程や文書管理規程に基づき、これらの機密情報、文書等は取締役や監査役等からの要請があった場合に備え、容易に引出すことができるよう整理している。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 当社は管理本部長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として四半期に1回開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管

理に関し協議を行い、具体的な対応を検討している。

また、管理本部長が全社的なリスク管理活動を総括し、平時のリスク分析・リスク軽減、BCPを始めとする危急時の対処及び報告体制の構築等に努めている。

- (ロ) リスク管理規程を整備し、リスク管理に関して必要な事項を定め、リスクの防止及び損失の最小化を図っている。
  - (ハ) 内部監査室が経営組織の内部統制状況及び業務運営に係る法令・規程の遵守状況等を評価し、横断的なリスク管理の監視を行っている。
  - (ニ) 個人情報保護の取組みとして、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク認定取得を完了し、認定基準に則った個人情報の適切な取扱いを推進、強化している。
  - (ホ) 情報システム管理規程及びセキュリティポリシーを制定し、情報セキュリティの強化施策を推進している。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 取締役会は、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項その他の法令及び定款に定められた事項を決定し、取締役の職務遂行の状況を監督している。
  - (ロ) 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
  - (ハ) 取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項を協議決定することを目的に、経営会議を設置し、迅速かつ適切な意思決定に資する体制をとっている。
  - (ニ) 業務の効率化を実現するため、その時々々の要請に応じた社内組織の編成を行うことができる体制をとっている。
  - (ホ) 日常の職務の執行に際しては、業務分掌規程及び職務権限規程に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者の職責を明確にするとともに、効率的な職務を遂行できる体制を構築している。また、中期経営計画・年度計画を策定し、目標・進捗管理の精度向上を図っている。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会は、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項を決議し、取締役会に対して当該体制を整備するよう要請することができる。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 監査役より指示を受けた前号の使用人について、その指示に関して取締役及び兼務の場合は所属部門長等の指揮命令を受けない。
  - (ロ) 同使用人の人事評価や人事異動については、監査役の同意を得た上で決定する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生のおそれがある場合は、取締役及び使用人は監査役に対して遅滞なく報告を行う。
  - (ロ) 監査役はその職務の遂行のために必要と判断したときは、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
  - (ハ) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議又は委員会に出席する。
  - (ニ) 公益通報者保護規程に基づく通報内容は監査役に報告される。
  - (ホ) 内部監査室は監査役に対し、経営組織の内部統制状況及び業務運営に係る法令・規程の遵守状況等の評価について定期的に報告を行う。
  - (ヘ) 監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことはない。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
  - (ロ) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役社長との相互認識を深めるよう努める。

- (ハ) 監査役は、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、主要な稟議書・その他業務執行に関する重要な情報、文書を閲覧することができ、意見を述べることができる。
- (ニ) 監査役は、会計監査人との十分な連携を図る。
- (ホ) 監査役は、内部監査室に監査の協力を求めることができる。内部監査室は、監査役による効率的な監査に協力する。
- (ヘ) 監査役は、総務部門、経理部門及び法務部門その他の各部門に対して随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。

⑩ 財務報告の適正を確保するための体制

代表取締役社長は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制規程に基づき内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う体制を構築していく。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を15回開催し、重要事項の決定等を行い、取締役の業務執行を監督しております。また、業務執行取締役から構成される経営会議、部門長以上で構成される重要な業務執行について報告・協議を行う会議等を定期的に開催しております。これらを通じて、業務の適正性・効率性を確保しております。

② 監査役の職務執行について

当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施しております。取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席や、営業拠点の往査、事業部門・管理部門に対するヒアリング、代表取締役社長、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換を行うこと等で、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備状況並びにその運用状況を確認しております。

③ 当社における業務の適正の確保について

社内規則に基づき、稟議申請システム等による管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の重要な会議での報告を義務とするなど業務の適正性を確保しております。また、内部監査室が、当社のすべての営業拠点や事業部門・管理部門に対して内部監査を実施しております。

④ コンプライアンス・リスク管理について

- (イ) リスク管理委員会を定期的に開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理について協議を行い、具体的な対応を検討しております。
- (ロ) 社内の通報処理体制の窓口を社内イントラネットに掲載し、すべての役職員に対してメール告知等を行うことで周知を図るとともに、通報される事案に対応しております。
- (ハ) プライバシーマーク認定基準に則り個人情報を取り扱っており、更新審査をクリアしております。
- (ニ) 情報セキュリティの強化、及びその効率化を一層推進するため、情報システム部門の組織を再編し、対処すべき課題の分析と体系化を通じて、全社的な対策の実施と有用性の検証等を行っております。
- (ホ) すべての取引先について反社会的勢力であるかどうかの確認をしております。また、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むなど反社会的勢力の情報収集に係る取組みを継続的に実施しております。
- (ヘ) BCPとして、大規模災害等を想定した対策訓練の継続的な実施、帰宅困難者のための物資の確保等、不測の事態に備えております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに、業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、内部留保充実の観点から、期末配当を無配とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、今後の業容拡大に対応すべく、優秀な人材の確保及び新規拠点の開設等のために投資してまいりたいと考えております。

なお、当社は、「当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める」旨定款に定めております。

(注) 本事業報告中の各項目は、第11期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）又は第11期末（平成28年3月31日）現在の状況を記載しております。

また、本事業報告では、会社法及び会社法施行規則に基づき開示項目とされている事項であっても、当社にとって記載すべき該当事項がない場合には、特記している場合を除き、記載を省略しております。

本事業報告中の「千円」単位は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,300,977</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,640,577</b>
現金及び預金	981,615	短期借入金	300,000
売掛金	1,174,479	1年内返済予定の長期借入金	246,962
貯蔵品	7,986	リース債務	35,111
前渡金	2,349	未払金	434,190
前払費用	88,437	未払費用	353,228
繰延税金資産	16,502	未払法人税等	154,150
未収入金	30,782	預り金	94,694
その他	1,919	前受収益	1,191
貸倒引当金	△3,094	その他	21,047
<b>固定資産</b>	<b>1,312,436</b>	<b>固定負債</b>	<b>664,534</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>851,860</b>	長期借入金	468,552
建物附属設備	710,896	リース債務	52,784
工具、器具及び備品	400,872	長期未払金	143,197
減価償却累計額	△259,908	<b>負債合計</b>	<b>2,305,111</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>80,240</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	78,690	<b>株主資本</b>	<b>1,307,649</b>
ソフトウェア仮勘定	1,550	<b>資本金</b>	<b>329,687</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>380,335</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>288,687</b>
投資有価証券	11,718	資本準備金	288,687
出資金	70	<b>利益剰余金</b>	<b>689,275</b>
長期前払費用	7,328	その他利益剰余金	689,275
長期貸付金	862	繰越利益剰余金	689,275
敷金及び保証金	324,054	<b>評価・換算差額等</b>	<b>653</b>
繰延税金資産	36,300	その他有価証券評価差額金	653
<b>資産合計</b>	<b>3,613,414</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,308,303</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>3,613,414</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書

(自 平成27年 4月1日)  
(至 平成28年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,264,219
売 上 原 価		4,488,206
売 上 総 利 益		2,776,012
販売費及び一般管理費		2,213,946
営 業 利 益		562,065
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	136	
受 取 配 当 金	2	
助 成 金 収 入	19,674	
そ の 他	1,810	21,623
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,983	
株 式 交 付 費	7,534	
解 約 違 約 金	23,943	
そ の 他	422	49,885
経 常 利 益		533,804
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	18,879	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,999	
新 ブ ラ ン ド 切 替 費 用	51,402	75,282
税 引 前 当 期 純 利 益		458,521
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	179,268	
法 人 税 等 調 整 額	△19,602	159,666
当 期 純 利 益		298,855

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月 1日)  
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 金 剰 余 金 繰 越 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	76,125	35,125	35,125	390,420	390,420	501,670
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	253,562	253,562	253,562			507,124
当 期 純 利 益				298,855	298,855	298,855
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	253,562	253,562	253,562	298,855	298,855	805,979
当 期 末 残 高	329,687	288,687	288,687	689,275	689,275	1,307,649

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 金 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,112	1,112	502,782
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			507,124
当 期 純 利 益			298,855
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△458	△458	△458
当 期 変 動 額 合 計	△458	△458	805,520
当 期 末 残 高	653	653	1,308,303

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 子会社株式及び関連会社株式
    - 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
    - その他有価証券
      - 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
      - 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
  - (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法
    - デリバティブ 時価法を採用しております。
  - (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
    - 商品・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
  - (4) 固定資産の減価償却の方法
    - a. 有形固定資産（リース資産を除く）
      - 定額法を採用しております。
      - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
      - 建物附属設備 3～15年
      - 工具、器具及び備品 3～15年
    - b. 無形固定資産（リース資産を除く）
      - 定額法を採用しております。
      - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。
    - c. リース資産
      - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
        - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
      - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
        - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
  - (5) 繰延資産の処理方法
    - 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

- (6) 引当金の計上基準  
貸倒引当金  
売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (7) ヘッジ会計の方法
- a. ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジによっております。  
なお、特例処理の適用要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- b. ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段：金利スワップ  
ヘッジ対象：借入金
- c. ヘッジ方針  
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
- d. ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- (8) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税は当事業年度の費用として処理しております。

## 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数  
普通株式 8,260,700株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 432,000株

### 3. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	11,997千円
未払事業所税	2,130千円
未払費用	2,144千円
減価償却超過額	5,848千円
繰延消費税	6,269千円
減損損失	285千円
商標権	12,757千円
敷金償却否認額	7,598千円
貸倒引当金繰入超過額	947千円
投資有価証券評価損	1,531千円
その他	1,579千円
繰延税金資産合計	53,091千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△288千円
繰延税金負債合計	△288千円
繰延税金資産の純額	52,803千円

### 4. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### a. 金融商品に対する取組方針

当社は主に新規拠点の開設計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金については、預金等の安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

##### b. 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主として顧客等の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関連する株式であり、発行体の信用リスク及び市場価額の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は、主として開設計画に照らして、必要な設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。支払金利の変動リスクを抑制するために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。デリバティブ取引は、前述の借入金の金利変動リスクを回避する目的の金利スワップ取引であり、ヘッジ会計を適用しております。詳細に関しましては、1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記〔(7)ヘッジ会計の方法〕をご覧ください。

c. 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、担当部署が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社は支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、金融商品の運用規定に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行うこととしております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	981,615千円	981,615千円	－千円
(2) 売掛金	1,174,479	1,174,479	－
(3) 敷金及び保証金	324,054	315,692	△8,361
資産計	2,480,149	2,471,787	△8,361
(1) 短期借入金	300,000	300,000	－
(2) 未払金	434,190	434,982	792
(3) 未払法人税等	154,150	154,150	－
(4) 長期借入金(*)	715,514	716,763	1,249
(5) リース債務(*)	87,896	88,591	694
(6) 長期未払金	143,197	144,344	1,147
負債計	1,834,949	1,838,832	3,883
デリバティブ取引	－	－	－

(\*)上表の金額には、一年以内に返済予定のものを含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、受取見込み額について適正な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)短期借入金、(3)未払法人税等

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未払金、(4)長期借入金、(5)リース債務、(6)長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入、又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、ヘッジ会計を適用し金利スワップの特例処理を行っているものは、長期借入金と金利スワップを一体として取り扱い、借入金の時価を算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式 11,718千円

5. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 158円38銭

(2) 1株当たりの当期純利益 38円82銭

(注) 当社は、平成27年12月31日付で株式1株につき6,000株の割合で株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月30日

株式会社LITALICO

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸	洋	平	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫛	田	達	也

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社LITALICOの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月7日

株式会社LITALICO 監査役会

常勤監査役 宗 司 ゆかり ⑩

社外監査役 佐 藤 彰 一 ⑩

社外監査役 樋 口 哲 朗 ⑩

以上

## 株主総会参考書類

### 議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
1	は せ がわ あつ み 長 谷 川 敦 弥 (昭和60年2月11日)	平成20年5月 当社入社 平成20年9月 当社営業部長 平成21年8月 当社代表取締役社長(現任) 平成22年4月 当社事業開発本部長 平成23年4月 当社発達障害児支援事業本 部長 平成26年8月 当社事業本部長	2,784,000株
2	つち だ ふ もん 土 田 扶 門 (昭和46年4月28日)	平成8年4月 株式会社小松製作所入社 平成12年10月 ソフトバンク株式会社(現 ソフトバンクグループ株式 会社)入社 平成19年4月 ネットエイジキャピタルパ ートナーズ株式会社(現ユ ナイテッド株式会社)入社 平成21年6月 株式会社ジャストシステム 入社 平成22年10月 合同会社ファイネス 代表 社員 平成23年1月 当社入社 平成23年2月 当社管理本部長(現任) 平成23年3月 当社取締役(現任) 平成24年4月 当社専務取締役	234,000株
3	なか また ひろ ゆきの 中 俣 博 之 (昭和59年10月3日)	平成20年4月 株式会社 ディー・エヌ・ エー入社 平成26年4月 同社ゲーム開発部部長 平成26年7月 当社入社 平成26年8月 当社社長室長 平成26年10月 当社取締役(現任) 当社経営戦略本部長 平成27年7月 当社インターネット事業部 長(現任)	138,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	ふりがな 坂本祥二 (昭和60年12月4日)	<p>平成21年4月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社</p> <p>平成25年9月 カーライル・ジャパン・エルエルシー入社</p> <p>平成27年3月 当社入社 当社執行役員 当社経営企画部長(現任)</p> <p>平成27年10月 当社取締役(現任)</p> <p>平成28年1月 当社経営企画本部長(現任)</p>	48,000株
5	みきたけのぶ 三木雄信 (昭和47年11月30日)	<p>平成7年4月 三菱地所株式会社入社</p> <p>平成10年4月 ソフトバンク株式会社(現 ソフトバンクグループ株式会社) 入社</p> <p>平成18年5月 ジャパン・フラッグシップ・プロジェクト株式会社 代表取締役社長(現任)</p> <p>平成18年12月 トライオン株式会社 代表取締役社長(現任)</p> <p>平成19年6月 株式会社アドウェイズ 社外取締役(現任)</p> <p>平成21年9月 当社取締役(現任)</p> <p>平成24年10月 サイジニア株式会社 監査役(現任)</p> <p>平成26年6月 ソフトバンク・テクノロジー株式会社 社外取締役(現任)</p> <p>平成28年3月 株式会社マイネット 社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)                      ジャパン・フラッグシップ・プロジェクト株式会社 代表取締役社長                      トライオン株式会社 代表取締役社長                      株式会社アドウェイズ 社外取締役                      サイジニア株式会社 監査役                      ソフトバンク・テクノロジー株式会社 社外取締役                      株式会社マイネット 社外取締役(監査等委員)</p>	30,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三木雄信氏は、社外取締役候補者であります。
3. 三木雄信氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者として豊富な経験と高い見識等を当社の経営に活かしていただきたく、選任をお願いするものであります。
4. 三木雄信氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年9ヶ月となります。
5. 当社と三木雄信氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。当社は、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、三木雄信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都目黒区八雲一丁目1番1号  
めぐろパーシモンホール 「小ホール」  
TEL 03-5701-2924



最寄り下車駅  
東急東横線 都立大学駅より 徒歩約7分

- 駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。